

令和6年7月16日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会

死因究明等推進計画の変更について

平素は本会事業の推進につきまして、ご高配賜り御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り、日本医師会から通知がありました。

同通知は、「死因究明等推進計画」（以下「計画」という）については、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第19条第7項において、3年に1回検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならないとされています。計画の変更については、死因究明等推進本部の下に設けられた、死因究明等推進計画検証等推進会議の報告書をもとに、死因究明等推進本部において計画の案が作成され、政府では、これを新たな計画とすることが令和6年7月5日に閣議決定されました。これにともない、新たな計画について、内容を十分了知の上、死因究明等に関する施策の推進を図るよう、各都道府県知事宛に通知が発出され、あわせて本会に対しても、別添のとおり周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますようお願い申し上げます。

大阪府医師会 救急災害医療課 小澤

TEL：06-6763-7003

E-MAIL：qqsaigai@po.osaka.med.or.jp